

「鹿児島県ＬＰガス使用世帯等支援事業」

Ｑ＆Ａ

（ＬＰガス販売事業者用）

令和７年８月２７日

鹿児島県ＬＰガス使用世帯等支援事業事務局

《事業の基本事項について》

Q・本事業の目的や趣旨は？

A・エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により都市ガス料金の負担緩和策が実施されていますが、LPガスを使用する一般消費者等は支援対象になっていませんでした。今回の地方創生臨時交付金により県内のLPガス一般消費者等に対する支援により価格高騰による負担軽減を図るものです。

Q・本事業には必ず参加しなければならないのか？

A・都市ガスと同様に、県内のLPガス一般消費者等の負担軽減を図るためにはLPガス販売事業者を通じた支援が不可欠であることから、該当するすべての事業者のご理解・ご協力をお願い致します。

Q・事務処理手数料の補助は？

A・1事業者あたり10万円（税抜）を補助します。なお、この金額にはシステム改修費を含んでいるため、改修費が10万円を超えた場合の追加支給はありません。

Q・システム改修を行うことにより、交付申請期限までに申請ができない場合は？

A・システム改修を行った結果、事務局が定めた申請期限に間に合わない場合は、随時受付を行いますので、御相談ください。

Q・申請書類の提出方法は？

A・原則としてメールでの受付、返送とさせていただきます。
以下のメールアドレスまで書類を添付して送信してください。
やむを得ない場合のみ、持参、郵送でも可能です。

E-mail : info@kagoshima-lp.com

※郵送の場合、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）をご利用ください。

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町5番6号 鹿児島県プロパンガス会館5階501号室
鹿児島県LPガス使用世帯等支援事業事務局

《事業期間中の値上げについて》

Q・支援対象期間の値上げは？

A・支援事業に合わせた恣意的な値上げは好ましくありませんが、諸物価高騰の影響により値上げをすることは制限されるものではありません。ただし、ガス輸入価格も下げの方向にある中で社会通念上正当な理由を準備ください。

《対象となる販売事業者について》

Q・事業所が鹿児島県外にあるLPガス販売事業者であるが、鹿児島県内の一般消費者等の値引きをする場合は本事業の対象になるのか？

A・鹿児島県外のLPガス販売事業者であっても、鹿児島県内でLPガスを使用する一般消費者等にガス供給している場合は、本事業の対象になります。

例えば、熊本、宮崎県の事業者が鹿児島県の一般消費者等に供給している場合は対象になります。逆に鹿児島県の事業者が隣県の一般消費者に供給している場合、鹿児島県民に該当しませんので対象外になります。

Q・登録ガス小売り事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法の手続きが必要か？

A・ガス事業法第14条及び15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生するとの回答が国から出されていますので、ガス事業法の手続きが必要です。

また、経過措置団地をお持ちの事業者については、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要です。

※詳細は国及びコミュニティガス協会等から連絡がなされています。

《値引きの対象について》

Q・値引きの対象者は？

A・「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第2条第2項で規定される一般消費者等であり、鹿児島県内でLPガスを使用する者になります。

また、体積販売で供給されている者を対象とし質量販売については対象外です。

Q・コミュニティガス（旧簡易ガス）は対象になるのか？

A・対象になります。

Q・国又は地方公共団体の施設は対象になるのか？

A・学校、図書館、公民館、運動施設、美術館等、直接住民の用に供する施設は対象になります。また、地方公共団体が管理する公営企業についても対象です。
ただし、庁舎や事務所、研究施設等の国又は地方公共団体の職員が事務を執行するための施設は対象外となります。

Q・警察の駐在所等、建物は公共の施設だが住居を兼ねているため契約者が私人のような場合は本事業の対象になるか？

A・対象になります。

Q・使用量が0 m³で、使用実績がない場合は支援の対象になるのか？

A・メーターが「閉栓中」である場合は基本料金が発生しませんので対象外です。
使用量が0 m³でも「開栓中」であり基本料金の支払いがある場合、対象です。

Q・使用量が少なく、基本料金も少額で請求金額が520円未満の場合は値引きの対象になるのか？

A・対象になります。

基本料金と従量料金を合計した請求金額（税抜）が520円未満の場合は、請求金額（税抜）を「0円」としてください。その差額は翌月に繰り越さないで下さい。

Q・同一の消費者が複数の契約をしている場合等において、2契約目以降の基本料金が発生しない場合も対象になるのか？

A・対象になります。

Q・1つの住宅（建物）にメーターが複数ある場合は、それぞれが対象になるのか？

A・メーターが複数ある場合はガスメーターごとに値引きの対象になります。
2世帯住宅等、同一建物に世帯ごとのメーターがあり、契約している場合はそれぞれが値引き対象になります。

Q・マンションやアパート、ショッピングセンターで契約をしている親メーターがあり、その先に各入居者やテナントの子メーターがある場合は、それぞれが対象になるのか？

A・親メーターの契約者が子メーター分の料金をまとめてLPガス事業者を支払っている場合、LPガス販売事業者において、以下の内容を確認することが可能であれば使用されている子メーターごとに値引きの対象になります。

- 子メーターごとに使用量がわかること。
- 親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して、県の支援により値引きが実施されていることを周知していること。
- 親メーターの契約者が子メーターの消費者に対して請求する料金から、LPガス販売事業者による値引き額と同額が値引きされていること。

上記のような対応があった場合、事業の完了報告時に添付していただく値引き実績一覧表に各メーターの値引き実績を記載していただきます。また、上記のケースについては、最後の抽出検査の対象となります。

Q・使用料金の滞納者は対象になるのか？

A・対象になります。
ただし、滞納を理由として販売事業者により閉栓され、基本料金が発生しない場合は対象外となります。

《値引きの実施について》

Q・一般消費者等への値引きの周知方法はどのように行うべきか？

A・周知方法については以下のうち、可能な方法により実施してください。

- 周知チラシの戸別配布
- ハガキの郵送、メール送信
- 検針票、請求書に印字する

- 事業者のホームページに掲載

※ホームページに掲載した場合は、極力個別の周知をお願いします

なお、値引きの周知は期間内に1回行って、新規の契約者については契約時に周知してください。

(消費者への周知内容例)

- 鹿児島県の支援により値引きがされています。
- 鹿児島県LPガス世帯等支援事業による値引き

Q・交付申請の手続きが完了する前に、消費者に値引きの周知をして良いか？

A・原則として事務局からの交付決定後に周知すべきですが、その前に消費者に周知する機会があれば、その際に実施することも可能です。

Q・一般消費者等への値引き額の明示方法はどのようにしたら良いか？

A・値引きの事実を確認することができるものとして以下があります。

- 検針票、請求書、領収書、WEB明細、メール

なお、請求額が値引きされていることを確認することがわかれば値引き額の記載だけでも構いません。

(値引きの事実確認のための記載事項)

- 値引き前後の額
- 値引き額

Q・システムの都合上、検針票等に値引き額を表示できない場合の対応は？

A・値引き額を記載した別紙を添付する等可能な方法で対応方をお願いします。

Q・値引きは、消費税率を乗ずる前か後のどちらの金額で処理するのか？

A・値引きは消費税率を乗じる前の元値から行います。

(例) 値引き前の請求額が税抜き8,000円(税込み8,800円)の場合
 $8,000 \text{円 (税抜き)} - 520 \text{円 (値引き額)} = 7,480 \text{円}$
 $7,480 \text{円} \times 1.1 \text{ (消費税率)} = 8,228 \text{円 (税込み請求額)}$

Q・支援金が５２０円の場合、消費者は消費税込みで結果的に５７２円安くなるが、その場合、販売事業者は５２円を負担するのか？

A・値引きに当たっては、例えば、税込み６，６００円のガス料金の場合、課税前の６，０００円から５２０円を値引いた５，４８０円に課税し、６，０２８円を請求していただくこととなります。そのため、売上高は５７２円減ることとなりますが、補助金は消費税不課税であるため、５２円の負担が生じるわけではございません。
詳しくは、税理士等にお問合せください。

《完了報告について》

Q・ＬＰガス販売事業者の事務が複雑である。完了報告の添付書類である一覧表等省略できないか？

A・公金により事業が行われており、国の会計検査等に必要です。
必要最小限の内容にしましたのでご協力をお願いします。

Q・交付申請時と完了報告時に値引きの対象となる契約件数に違いが出ても問題ないか？

A・登録申請時は、原則、令和７年９月１日時点の契約戸数を記入、完了報告時は実際に値引きを行った契約件数を記入しますが、当然違いが出ることがあります。

《抽出検査について》

Q・値引きの事実が確認できる書類とは、どのようなものを提出すれば良いのか？

A・自社の販売台帳等により消費者ごとに該当月の請求額と値引き後の金額が確認できる資料を提出してください。
システム画面での確認になる場合、画面のハードコピー（スクリーンショット）をご提出ください。

Q・抽出検査において誤りが判明した場合はどうなるか？

A・提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出をお願いします。
また、無作為に県が指定した事業所の現地調査を実施することもあります。